

鹿島市公告第21号

鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年10月3日

鹿島市長 松尾勝利



1 業務の概要

- (1) 業務名 鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託
- (2) 業務場所及び内容

児童クラブ名	学校名	所在地	実施場所
わんぱくリス	鹿島小	鹿島市大字高津原231番地イ	敷地内専用施設
わんぱくパンダ	鹿島小	鹿島市大字高津原231番地イ	敷地内専用施設
わんぱくキリン	鹿島小	鹿島市大字高津原231番地イ	学校内専用施設
ほがらかA	明倫小	鹿島市大字納富分甲59番地	敷地内専用施設
ほがらかB	明倫小	鹿島市大字納富分甲59番地	敷地内専用施設
ほがらかC	明倫小	鹿島市大字納富分甲59番地	体育館ミーティング ルーム
げんき	明倫小	鹿島市大字納富分甲59番地	敷地内専用施設
かがやきA	北鹿島小	鹿島市大字常広420番地	敷地内専用施設
かがやきB	北鹿島小	鹿島市大字常広420番地	敷地内専用施設
すぎの子	能古見小	鹿島市大字山浦甲2246番地	学校内余裕教室
光の子A	浜小	鹿島市浜町1239番地	敷地内専用施設
光の子B	浜小	鹿島市浜町1239番地	学校内余裕教室
ひまわりA	古枝小	鹿島市古枝甲1248番地2	敷地内専用施設
ひまわりB	古枝小	鹿島市古枝甲1248番地2	敷地内専用施設
ゆめっ子	七浦小	鹿島市大字音成戊1563番地	学校内余裕教室
星の子	音成分校	鹿島市大字音成乙4352番地	学校内余裕教室

- ① 児童の健全な育成に関する業務
- ② 事業の運営に関する業務
- ③ 保護者対応に関すること
- ④ その他児童クラブの適正な管理及び運営上必要な業務

- ⑤ 支援員の配置、加配、雇用、報酬支払い、支援員名簿提出、研修に関すること
- ⑥ 支援員の労働安全衛生、福利厚生に関すること
- ⑦ 児童の普通傷害保険、損害賠償責任を負う場合の賠償責任保険等への加入
- ⑧ 事故発生時、苦情等の対応

2 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで。

3 提案上限額

516,000,000円

4 応募資格

本業務のプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

また、応募資格の基準日は、参加表明書の提出日から審査結果の決定日までとする。なお、審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。

- (1) 法人（社会福祉法人、学校法人、NPO法人、株式会社等）であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) 参加表明書の提出日から、いずれの自治体等においても指名停止措置を受けていない者
- (5) 納税すべき国税及び地方税の滞納が無いこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、下記に該当する者ではないこと及び下記に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において、以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有する者であること。
 - ① 放課後児童健全育成事業所
 - ② 認可保育園
 - ③ 認定こども園

- ④ 放課後等デイサービス
- ⑤ 幼稚園
- ⑥ 小学校
- ⑦ 上記のいずれかの施設に類する施設であり、市長が適当と認める施設
- (8) 別途行う実施要領等に対する説明会及び現地見学会に出席した者であること。

5 応募手続

受付等は、鹿島市の休日に関する条例（平成2年条例第5号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「休日」という。）には行わない。

また、実施要領等に関する説明会及び現地見学会に出席のない事業者については、応募ができないので注意すること。2次審査の日時については別途通知する。

(1) 応募書類等の交付及び公表

実施要領等の交付を次のとおり行う。また、鹿島市公式ホームページにおいても、同日から本実施要領等を公表する。

① 応募書類等の交付

- ア 交付期間 令和7年10月3日（金）から10月15日（水）までの日（休日を除く。）の午前9時から午後4時までの間
- イ 交付場所 鹿島市大字納富分2643番地1 鹿島市福祉課（鹿島市役所1階）
- ウ 交付方法 窓口にて交付する。また、鹿島市公式ホームページからも申請書類等をダウンロードすることができる。

② 交付及び公表資料

- ア 実施要領（本書）
- イ 仕様書
- ウ 様式集

(2) 実施要領等に関する説明会

この実施要領等に関する説明会を、次のとおり開催する。

- ① 日時 令和7年10月15日（水）午後1時30分～午後2時00分（受付開始は午後1時00分）
- ② 場所 鹿島市大字納富分2643番地1
鹿島新世紀センター2階会議室
- ③ 留意事項
 - ア 説明会参加希望者は、令和7年10月14日（火）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を鹿島市福祉課へEメールにより（アドレス fukushi@city.saga-kashima.lg.jp）連絡すること。
 - イ 参加人数は、1事業者につき3名までとする。
 - ウ 実施要領等については、各自持参すること。

(3) 現地見学会

① 日時・場所

集 合 日 時	集 合 場 所
令和7年10月15日（水） 午後2時00分	鹿島新世紀センター2階（説明会終了後）

② 留意事項

- ア 現地見学会参加希望者は、令和7年10月14日（火）までに、法人名、参加者氏名及び参加人数を鹿島市福祉課へEメールにより（アドレス fukushi@city.saga-kashima.lg.jp）連絡すること。
- イ 市内16クラブ中、数クラブを見学する。
- ウ 車で各クラブへ移動するため各事業者で車の準備を行うこと。
- エ 参加人数は、1事業者につき3名までとする。
- オ 見学時は、市の指示に従うこと。

(4) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付ける。

- ① 質問書（様式第6号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメール（アドレス fukushi@city.saga-kashima.lg.jp）により提出すること。
- ② 受付期間 令和7年10月16日（木）から10月22日（水）まで

(5) 実施要領等に関する質問に対する回答

受付を行った質問の回答については、市の公式ホームページにおいて公開するものとし、これに掲載した回答は、この実施要領及び仕様書と一体のものとしての効力を有するものとする。なお、電話及び口頭等の個別対応はしない。

回答期日：令和7年10月27日（月）

(6) 参加表明書（兼参加資格審査申請書）及び提案書類の受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書及び企画提案書に添付書類を添えて提出すること。なお、提出期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は、受け付けない。

○参加表明書の提出

- ① 提出期限 令和7年11月5日（水）午後5時（必着）
- ② 提出場所 鹿島市役所 市民部 福祉課 社会福祉係
（鹿島市大字納富分2643番地1）
- ③ 提出方法 直接持参または書留郵送（11月5日必着）
上記以外の方法での提出は不可

④ 提出書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 応募資格要件確認書（別紙1）

ウ 営業概要書（様式第2号）

エ 過去5年間（令和2年度～令和6年度）において、以下のいずれかの施設に係る管理運営実績を有することを証明する書類（契約書の写等）

- ・ 放課後児童健全育成事業所
- ・ 認可保育園
- ・ 認定こども園
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 幼稚園
- ・ 小学校
- ・ 上記のいずれかの施設に類する施設であり、市長が適当と認める施設

オ 履歴事項全部証明書（応募申込日前3ヵ月以内のもの 写し可）

カ 国税及び地方税の滞納が無いことの証明書（応募申込日前3ヵ月以内のもの 写し可）

キ 貸借対照表及び損益計算書（直近2期分 写し可）

ク 暴力団排除に関する宣誓書（様式第3号）

⑤ 提出部数 各1部

○参加辞退届の提出

参加表明書を提出したのちに参加の辞退をする場合は、速やかに参加辞退届（様式第4号）を提出すること。

○企画提案書等の提出

① 提出期限 令和7年11月5日（水）午後5時（必着）

② 提出場所 鹿島市役所 市民部 福祉課 社会福祉係
（鹿島市大字納富分2643番地1）

③ 提出方法 直接持参または書留郵送（11月5日必着）
上記以外の方法での提出は不可

④ 提出書類

ア 企画提案書（任意の様式）

イ 見積書（様式第5号）

※見積に係る年度毎の積算内訳を別途添付すること。（様式任意）

※見積金額の積算にあたる費用分担は「鹿島市放課後児童クラブ運営業務委託仕様書（別表2）費用分担区分」のとおりとする。

⑤ 作成にあたっての注意事項

作成部数は、正本1部、副本8部とする。正本の表紙に代表者印を押印すること。
企画提案書の規格はA4判、縦型、横書き、左綴じで作成するものとしページを付すこと。様式は任意とするが、内容については「1.1 審査及び選定方法（3）評価基準」で示す「評価項目」及び「評価視点」の内容であることがわかるように示すこと。

企画提案書は「評価視点」の順で作成すること。

6 審査及び選定方法

本業務に係る企画提案書等の審査、評価及び優先交渉権者の選定は、鹿島市放課後児童クラブ運営業務業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において下記の要領で行う。

(1) 1次審査

1次審査は提出された「○参加表明書の提出④提出書類」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。

(2) 2次審査

2次審査は提出された「○企画提案書の提出④提出書類」によるプレゼンテーション及びヒアリングにより行う。

日時については別途通知する。

① 運営方針及び実績

事業者の運営方針及び実績、児童クラブの運営方針

② 実施体制及び運営手法

効率的な実施体制と運営手法の取り組み

③ 安全管理

児童の事故防止及び衛生管理の取り組み、災害や不審者の侵入等非常時の対策

④ 支援員の体制等

支援員の確保及び配置体制、支援員等の育成計画、支援員等の労働安全衛生

⑤ 学校及び地域との連携

学校や地域との連携や信頼関係の構築

⑥ 保護者・児童

児童及び保護者との信頼関係の構築、児童や保護者からの要望や苦情への対応、特別な支援が必要な児童の対応

⑦ 個人情報の取り扱い

⑧ 特色ある取り組み

児童や保護者、支援員にとって有益な取り組み等

⑨ 見積金額

(3) 選定方法

選定委員は評価項目に基づき企画提案書の内容や実現性を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの実施後に最終評価を行う。選定委員会は、選定委員による評価点の総得点を元に順位を決定し、優先交渉権者を選定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果は全応募者に書面にて通知するとともに、優先交渉権者を鹿島市のホームページ上で公表する。

7 契約の締結

選定委員会で選定された優先交渉権者に対して、企画提案書の内容を確認及び協議の上、業務委託契約を締結する。なお、当該事業費については、予算成立を前提としており、鹿島市の歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、鹿島市はこの契約を変更又は解除することができる。

なお、契約締結から令和8年3月31日までは準備期間とし、その期間に生じる準備費用については全て受託者の負担とする。

8 その他留意事項

- (1) 提出書類等は、本プロポーザル以外の目的のために使用しない。
- (2) 提出期限後の提出書類等の再提出又は差替えは認めない。
- (3) 提出書類等は、返却しない。
- (4) 本プロポーザルに係る一切の費用は、応募者の負担とする。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は、鹿島市に帰属する。
- (6) その他詳細は、実施要領による。